

令和 6 年 6 月 18 日
こども未来部こども家庭支援課

こうとう家事・育児サポート事業について

1 目的

子育て家庭の家事・育児サポートの対象を拡大することで、3歳未満の子を養育するすべての家庭において、身体的・精神的負担を軽減し、産後うつや虐待の未然防止等を図り、安心して子育てができる環境を整備する。

2 内容

これまで、単胎児家庭は3歳未満の子を養育するひとり親家庭を対象としていたが、令和6年8月より3歳未満の子を養育するすべての家庭へと対象を拡大する。

従 来		ひとり親家庭訪問支援	多胎児（双子や三つ子など） 家庭訪問支援
令和6年8月～		 単胎児家庭訪問支援	※変更なし
(1)	主な支援内容	①日常的な簡単な家事支援（調理・掃除・買い物・洗濯等） ②育児支援（授乳の見守り・沐浴等） ③外出時の同行支援 ④子育て全般に関する情報提供・相談支援等	
(2)	年間利用 ※ 上限時間	①第一子世帯 20時間～60時間 ②多子世帯 20時間～180時間	120時間～240時間
(3)	利用料金	1時間あたり500円	
(4)	利用までの流れ	①区へ利用申請→②利用決定→③家事・育児サポートの利用申し込み（事業者ホームページ等で申し込み）	
(5)	申請方法	電子・窓口・郵送	
(6)	事業開始	①ひとり親 令和5年8月1日より ②単胎児 令和6年8月1日より	令和2年12月より

※年間利用上限時間は、対象のこどもや兄・姉の年齢等の状況により異なる

3 スケジュール

令和6年7月1日 利用申請受付開始

令和6年8月1日 訪問支援開始

（※ひとり親家庭訪問支援は、単胎児家庭訪問支援に移行）

4 周知

区報（7月1日号）、SNS、ホームページ等で周知する。